



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 1 日 (金)
号外第 15 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する
規則 (1) (給与課) 2

人事委員会規則

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第1号

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
組織	職	区分		組織	職	区分	
略				略			
警察	警察本部	部長	2種	警察	警察本部	部長	2種
		統括参事官				統括参事官	
		地域統括参事官				地域統括参事官	
		参事官				参事官	
		<u>参事監</u>					
		略				略	
略				略			
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)			
略				略			
備考				備考			
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。				1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。			
(1)~(7) 略				(1)~(7) 略			
<u>(8) 警察本部の職のうち参事監</u>							
2 略				2 略			

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後											改正前										
別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)											別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)										
組織	職務の級										組織	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
略	略										略	略									
警察本部	警察本部共通(警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職について)	運転免許試験員	運転免許試験員	次席課長補佐	次席課長補佐	課長補佐	参事監			警察本部	警察本部共通(警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職について)	運転免許試験員	運転免許試験員	次席課長補佐	次席課長補佐	課長補佐	参事監				
		保健師	保健師	室長補佐	室長補佐	達官						保健師	保健師	室長補佐	室長補佐	達官					
		航空整備士	航空整備士	佐	佐	室長						航空整備士	航空整備士	佐	佐	室長					
				隊長補	隊長補	セン								隊長補	隊長補	セン					

	は本項の規定を適用しない。)				佐	佐	ター長 管理官						
	略												
	略												
	備考 略												

	は本項の規定を適用しない。)				佐	佐	ター長 管理官						
	略												
	略												
	備考 略												

附 則

この規則は、平成31年3月11日から施行する。